

日時・場所	平成30年5月1日(火) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長(代理:川端次長)、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 先週ロードマップのヒアリングを行い、それぞれが方向性をつけて仕事を進めているのを確認できた。新しい取り組みを始める場合、先例がないため、他の市町でしていること、国が示していることを参考に制度設計を行うのは当然のことであるが、そのまま当てはめても、本当に必要な課題にぴたっと当てはまる制度設計にならない。おざなりにならないよう、野洲の現実を見ながらある意味強烈な目的意識を持って制度設計に取り組んでほしい。
- 会議や出張の構成や時間設定について、やることや時間の設計にまだまだ改善の余地がある。会議や出張の日程を組む場合も、無駄なく中身の濃い予定が組めるかどうか。会議の中身・時間のマネジメントを行い、いわゆる生産性の高まる会議となるよう工夫してほしい。これは毎日8時間の仕事の日程を組む場合にも通じる。職員一人ひとりに感覚とスキルを磨いてほしい。

2. 報告事項

① 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

[所管:健康福祉部]

前回の部長会議で承認された、自殺対策計画策定に向けた会議の中身について整理したので、報告する。会議は計画策定に特化したものとし、名称を「野洲市自殺対策計画策定委員会」とする。計画の進行管理は、関係職員で構成した会議で別途行うこととする。委員定数は30人以内は多いとの意見を頂き検討した結果、20人以内に変更する。現在想定しているのは、警察、消防等含めた15人であり、幅をもたせて20人以内とした。任期は計画策定に特化するので1年とした。
→計画策定をもって解散するのであれば、「野洲市障がい者基本計画等策定委員会」と同様に「委嘱され、又は任命された日から策定した計画等を市長に報告するまでの期間」とした方がいいのではないか。

→そのように変更する。

3. 協議事項

① 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

[所管:健康福祉部]

介護保険法施行令の条文が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものである。引用している条文の改正のみであり、内容の変更は無い。8月1日施行予定である。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

5月7日(月) 8時45分～ 庁議室